明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通三七）　一
○道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（同三八）　三
○地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令（環境一六）　四
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一七）　五
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働二二四）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件（経済産業一四五）　三
〔人事異動〕
最高裁判所　三
裁判所
　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
　公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
　行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

〔公　告〕

諸事項　三

省令

○国土交通省令第三十七号

倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第四条第二項、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第五条第二項、船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条の二第三項第二号、小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第五条第二項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第二十一条第三項、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第三項第五号並びに鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第二項の規定に基づき、並びに内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第四条第一項並びに倉庫業法第十七条第三項並びに第十八条第一項及び第二項の規定を実施するため、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第一条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請） **第三条**　（略） 2～4　（略） 5　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一・二　（略） 三　個人にあつては、次の書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し 四・五　（略）	（登録の申請） **第三条**　（略） 2～4　（略） 5　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一・二　（略） 三　個人にあつては、次の書類 イ　（略） ロ　戸籍抄本 四・五　（略）

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第二条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（営業の登録の申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略）	（営業の登録の申請） **第二条**　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一・二　（略）